

# 浜松医科大学学術機関リポジトリ運用指針

平成 19 年 9 月 14 日

附属図書館長制定

## (目的)

1. この指針は、浜松医科大学（以下「本学」という。）において運用する浜松医科大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用方針を定め、本学の教育・研究・診療の発展に資するとともに、社会に対する医療貢献を果たすため、リポジトリの有効かつ効果的利用を目的とする。

## (定義)

2. この指針において「リポジトリ」とは、本学において電子的形態により作成された教育・研究・診療の成果物（以下「学術成果物」という。）を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供するシステムをいう。

## (運用・管理)

3. リポジトリシステムの管理・運用は浜松医科大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）において行うものとする。

## (登録者)

4. リポジトリに学術成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。
  - (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生
  - (2) その他、附属図書館長が特に認めた者

## (登録対象)

5. リポジトリに登録することができる学術成果物は、次の要件を満たすものとする。
  - (1) 学術的な研究成果であること。
  - (2) 登録者が作成に関与した教育・研究成果であること。
  - (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

## (登録手続)

6. リポジトリに学術成果物を登録することを希望する者は、所定の公開許諾手続に従って、学術成果物を附属図書館長に提出するものとする。

## (登録された学術成果物の保存と公開)

7. 附属図書館は、登録者から提供された学術成果物について著作権法その他関係法令等を調査し、公開について支障がないと判断したものについて、リポジトリに恒久的に保存し、無償で公開する。

(学術成果物の著作権と利用許諾)

8. ネットワークを通じてリポジトリに登録された学術成果物を利用する者は、著作権法に規定されている私的使用等の範囲を超えて利用する場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(学術成果物の削除)

9. 附属図書館長は、以下の場合には、リポジトリに登録された学術成果物を削除することができる。
- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それを附属図書館運営委員会が承認した場合
  - (2) 公序良俗に反する盗用・剽窃による成果、または内容が著しく不適切である等の理由により、附属図書館運営委員会が削除を決定した場合

(その他)

10. この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、附属図書館長が定める

附則

この指針は、平成19年 9月14日から施行する。